

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
めばる一枚網漁業	18	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市大津町、鴨居、走水、二葉、平成町、馬堀海岸、馬堀町に漁業根拠地を有している者	1.網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2.網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	令和 3 年 6 月 17 日から同年 7 月 16 日まで	令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
	4				横須賀市鴨居、小原台に漁業根拠地を有している者			

	3		より真方位 130度58.2 分の線に至 る神奈川県 海面。ただ し、共第1号 共同漁業権 の漁場の区 域を除く。		横須賀市久 比里、西浦 賀、長瀬に漁 業根拠地を 有している 者			
	2				横須賀市野 比、津久井に 漁業根拠地 を有してい る者			
計	27							
ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	19	定めなし	中の瀬航路3 号ブイと同4 号ブイとの 見通し線か ら横須賀市 野比地先サ ク根と千葉 県富津市浜 金谷港灯台 との見通し 線に至る神 奈川県海面。	1月1日から12月31日まで。 ただし、たい、すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで。	横須賀市大 津町、鴨居、 走水、二葉、 平成町、馬堀 海岸、馬堀町 に漁業根拠地 を有してい る者	1.網の目合は 次のとおり とする。 (1)ひらめを 目的とする もの15cm 以上 (2)たい、す ずきを目的 とするもの 9cm以上	令和3年6 月17日から 同年7月16 日まで	令和3年8 月1日から 令和8年7 月31日まで
	4				横須賀市鴨 居、小原台に 漁業根拠地 を有してい			

			ただし、中の瀬 B ブイと同 C ブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。		る者 横須賀市久比里、西浦賀、長瀬に漁業根拠地を有している者	2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。		
計	24							
きす一枚網漁業	3	定めなし	横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線から、三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上と千葉県富津市明鐘岬との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区	4月1日から12月31日まで	横須賀市野比、津久井に漁業根拠地を有している者	網の目合は、15センチメートルにつき12節以下とする。	令和3年6月17日から同年7月16日まで	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
	6				三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者			

			域を除く。					
計	9							
かれい、すずき、めばる一枚網漁業	7	定めなし	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、三浦市南下浦町金田ボッケ埼より正東の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	1.網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2.網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	令和3年6月17日から同年7月16日まで	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
計	7							
いせえび一枚網漁業	5	定めなし	三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上より正東の線から、同町毘沙門地先横瀬島頂上	8月1日から翌年5月31日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合9センチメートル以上 2.網丈1.2メ	令和3年6月17日から同年7月16日まで	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

			より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。			メートル以下		
計	5							

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 8 年 5 月 21 日までとする。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
かます一枚網漁業	5	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3 cm 以上 (2)網丈 6m 以下 (3)網 1 反の長さ 120m 以下 (4)1 統の網の使用反数 15 反以下	令和 3 年 6 月 17 日から同年 7 月 16 日まで
	1				葉山町に漁業根拠地を有している者		
	5	藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。	藤沢市江の島、片瀬海岸、片瀬に漁業根拠地を有している者		2.網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。		
計	11						

